

入社辞退・短期離職時の取り扱い

1. 候補者が入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、乙は、甲の求めにより、受領済成功報酬の 50%を返還する。但し、当該退職が、甲の提示した労働条件が当初の内容と異なる場合、甲によるハラスメントや法令違反行為が確認された場合その他甲に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
2. 甲は、前項に基づき成功報酬の返還を請求する場合、候補者の退職日から 3 営業日以内に退職の事実及び理由を書面により乙に通知しなければならない。同期間を経過して通知したとしても、乙は前項の返還は行わない。

甲：求人企業

乙：御堂筋パートナーズ株式会社
